

# 令和7年度つながりサポート支援事業委託業務仕様書

## 1.業務の趣旨及び目的

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、女性同士が交流できる場、情報を共有できる場を設け、支援を必要とする女性を適切な支援機関につなぐことができるよう相談会を兼ねた居場所づくりを実施する。さらに、継続的に支援が必要とされる女性について、居場所づくりと連動して訪問相談支援を行う。

## 2. 委託業務の概要

孤独や孤立による不安を抱える女性に対しての居場所づくり(以下、「居場所づくり」という。)については、生活支援を行う社会福祉協議会やパーソナルサポートセンター、就労支援を行うマザーズハローワークやグッジョブセンター、DVなどの相談に対応できる相談員等を招聘し、気軽に相談できる場所を提供する。また居場所に集まった女性に対して、必要に応じて生理用品を提供し、生理の貧困問題についても緊急的に支援する等を想定している。

居場所づくりは、沖縄本島にて実施するものとするが、広域的に参加者が集まるよう実施方式・回数については、ともに提案によるものとする。

また、沖縄本島内において、相談支援員が常駐した居場所づくりを月3回程度実施。

さらに、孤独や孤立による不安を抱える女性に対し、継続的に支援が必要とされる場合は、訪問型支援を実施し、寄り添った支援を行うものとする。

## 3.業務を委託する期間

契約の日から令和8年2月28日までとする。

## 4.委託業務の内容

沖縄県(以下、甲とする。)が、契約の相手方(以下、乙とする。)に委託する業務内容は、次のとおりとする。

### (1)居場所づくり及び訪問支援に係る計画の作成

乙は、委託契約書第5条に定める「実施計画書」を甲に提出し、甲の承認を得た上で委託業務を実施するものとする。

### (2)広報及び啓発について

乙は、本事業に係る業務の実施を周知し、広く孤独・孤立で不安を抱える女性に対して、自らのネットワークを駆使し、案内チラシ等の作成及び配布等、効果的な広報活動等、女性の参加を促進する仕掛けづくりを企画提案し実施するものとする。

### (3)居場所づくりの実施・運営・管理

乙は、委託業務契約書に定める「実施計画書」に基づき居場所づくりを実施するものとし、また、相談員等の人選については、甲と実施計画書の提出までに調整するものとする。相談員等の手配・連絡調整、支援を必要とする女性等又は実施場所(相談会場)との連絡調整、その他個別相談会の実施・運営に付随する業務については、乙が行うものとする。

### (4)居場所づくり等の評価を行うためのアンケート実施

委託業務の評価を担うものとして、乙は、実施した個別相談の内容と、支援を必要とする女性等か

らとったアンケートの結果をとりまとめ「委託業務実績報告書」に盛り込むものとする。

(5) 委託業務実績報告書の作成

乙は委託業務終了後、実施結果について、契約書に定める「委託業務実績報告書」を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(6) 作業日誌等の作成

当該業務に直接従事する者の直接作業時間数を確認するための作業日誌等を作成すること。

(7) その他

上記に付随する業務を行うものとする。

## 5. 経費積算における基本的な考え方

① 直接人件費

業務に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費。

② 直接経費

報酬、旅費、使用料及び賃借料など、業務を行うために必要な経費であり、当該業務に要した経費として特定・抽出ができる経費のこと。

③ 一般管理費

当該業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものについて、契約締結時に一定割合で求められる経費のこと。

次の計算式により算出すること。

(直接人件費+直接経費-再委託費) × 10/100 以内

④ 消費税相当額(直接人件費+直接経費+一般管理費) × 消費税率(%)

※各経費へ計上する際は、消費税抜きの金額を計上してください。消耗品費など消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して計上してください。消費税については、各経費を合計した後に乗じてください。消費税に小数点以下の端数が発生した場合は切捨て。ただし、免税事業者である場合は、消費税が含まれているものについてもその額を経費として計上してください。積算は、現行の消費税率10%で行う。

⑤ 委託料見積額 = ① + ② + ③ + ④

## 6. その他の留意事項

① 乙は、業務の遂行にあたっては、適宜、連絡・調整を行い、必要に応じて甲の指示を受けるものとする。

② 乙は、当該委託業務については責任者1名を置き、県との協議及び事務打ち合わせに出席させるものとする。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。

③ 乙は、「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）」等の関係法令を遵守するものとする。

④ 乙は、当該事業について、甲の了解なしに他者に全部又は一部を再委託することはできない。ただし、資料の収集・整理、複写、印刷、製本、原稿・データの入力及び集計等の軽微な部分についてはその限りではない。